

千葉県「地域計画」検討会設置要綱

（設置）

第1条 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第19条の規定に基づき「地域計画」を策定するにあたり、千葉県「地域計画」検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（農林水産省経営局長通知 令和5年4月1日付け4経営第3216号）「第11 地域計画推進事業（第18条から第22条の8まで）」「5 地域計画の作成・変更時の意見聴取」に基づく意見照会を受け、「地域計画」案の審査・検討を行い、意見を具申する。

（委員）

第3条 検討会委員の定数は6人とする。

- 2 委員は、市長が次に掲げる者の中から、「地域計画」の策定に当たって、地域農業者の実態・意見が幅広く反映されることを考慮の上、適当と思われる者を選任する。ただし、委員のうち、おおむね3割以上は女性農業者とする。
 - （1）千葉県農業委員会（農地利用最適化推進企画班に所属する農地利用最適化推進委員及び農業委員、事務局職員）
 - （2）関係機関（千葉みらい農業協同組合、千葉県農地中間管理機構、千葉県千葉農業事務所改良普及課）
 - （3）農業者等

（任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

（会長等）

第5条 検討会に、会長、副会長を置く。

- 2 会長は、千葉県農業委員会農地利用最適化推進企画班班長をもってこれに充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の招集、議決方法等）

第6条 検討会は、会長が招集する。

- 2 会長は、検討会の議長となる。
- 3 検討会は、委員の半数以上の出席、又は会長への議決の権限の委任がなければ、開くことができない。
- 4 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、千葉市経済農政局農政部農地活用推進課におく。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。